平成二十二年八月九日定非営利活動法人から定款変更認証申請があった。特定非営利活動促進法(平成十年法律第七号)第二十五条第三項の規定によって、次の特

広島県知事 﨑 英 彦

- 島活特 トが動 ル と り り り は り が り り が り り が り り り り り り り り	ソウプろ活 特 ーェンし動 定 シアソま 法非 アコフオ 人営 ムントーひ利	名 活動法人の 称定非営利
浅 原 利 正	中村一一孝	の 代 表 名者
町一一二〇川 二〇川島	一町市広番二丁区県 一丁区県 日大広号一手島	所の所在地 主たる事務
この法人は、がん まる こと できる まま とその 家族 が 満 まる とその 家族 が る 事業 を こと その 家族 できる 環境 の できる 環境 の できる 裏 ま を ごきる まま と こと できる 家 に は に お に に お に に は に が ん と に 関 向 域 情 に お に お に お に お に れ に お に れ に お に れ に お に れ に お に れ に れ	目に地接形術圏をおびれて、別では、 は大変をでは、 のでは、 のでは、 をなどが、 のでは、	された目的
変更・役員定数の追加	能・規・・規・・規・・ 規・・ 規・・ の変・ の変・ 要・ の変・ 要・ の変・ 要・ の変・ 要・ の変・ をを を での変・ を を を を でん を でん を でん を でん を でん を でん を	内 家変更の
七 平成二二六 日	七平月二二日年	年あ申月つ請日たの

イイ国活特 ザフシ動定	
イザー協会 イフアドバ アララ イガー協会	
神垣	
和美	
ビ五堀 ル号 八丁番 丁番 堀一 堀一	
SLAは、中高年 い、相談事業を行い、相談事業を行い、相談者の自立 ひ援に寄与するに とを目的とする に	目的とする。
展先の変更	
八月二日 平成二二年	